

砂川市がん対策推進条例（案）の概要について

◎ 条例の制定に向けて

現在、がんは、砂川市において疾病による死亡の最大の原因であり、誰もが罹患する可能性をもつ疾病であることから、がん対策は、市民の生命及び健康にとって重要な課題となっています。

市の主ながん対策は、がんの予防に関する啓発及び早期発見、重症化予防のために行われるがん検診であり、啓発については、生活習慣に関する保健指導を行うとともに、広報すながわやパンフレットの配布などに取り組んでいるものの、がん検診の受診率は、市の健康増進計画である「健康すながわ21」に設定した目標を下回っており、がん対策について、十分な取り組みがなされているとは言い難い状況です。

また、市立病院は、国から高度ながん治療などを行う、がん診療連携拠点病院に指定され、がん相談支援センター及びセカンドオピニオン外来を設置するとともに、緩和ケアやがんの予防に対する啓発活動などに取り組んでおり、今後、市が有効ながん対策を講ずるためには、市立病院をはじめ保健医療福祉関係者、事業者及び教育関係者と十分に連携を図りながら、一体となって取り組んでいかなければなりません。

このことから、市、市立病院など、それぞれの責務、役割を明らかにするとともに、市が市民をはじめ関係機関等と連携し、がん予防や早期発見、早期治療に係る対策に努めるほか、適切ながん医療やサービスを受けることができる環境を整備することで、全ての市民が健康で心豊かな生活を送ることができる社会を実現するため、新たな条例を制定しようとするものです。

1 目的

がんは市民の疾病による死亡の最大の原因となっているなど、市民の生命及び健康にとって重大な問題となっています。

このことから、がん対策に関し、市及びがん診療連携拠点病院の責務並びに市民、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者の役割を明らかにするとともに、がんの予防、早期発見、がん医療の充実を中心とした施策の基本となる事項を定めることを目的とします。

2 市の責務

市は、国、北海道、がん診療連携拠点病院、保健医療福祉関係者等と連携し、がん対策に関し必要な施策を実施する責務を有するものとします。

3 市民の役割

市民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防及び積極的にがん検診の受診に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとします。

4 事業者の役割

事業者は、勤務する者が、がんの予防やがんを早期に発見することができるよう、環境の整備に努めるとともに、市が実施するがん対策に協力するよう努めるものとします。

5 保健医療福祉関係者の役割

保健医療福祉関係者は、がんの予防、早期発見、がん医療の提供並びに、がん患者等（がん患者やその家族又は支援団体）が必要とする介護、相談支援及び情報の提供に努めるものとします。

6 教育関係者の役割

教育関係者は、市民が、がんに関する理解を深めるための教育の推進に努めるものとします。

7 がん診療連携拠点病院の責務

がん診療連携拠点病院は、質の高いがん医療を提供し、がん医療の水準の向上に努めるとともに、市と連携し、がんの予防、早期発見など、がん対策の推進に努めるものとします。

また、がん患者等に対する相談支援、情報提供等の充実に努めるものとします。

8 がんの予防の推進

市は、喫煙、飲酒、食生活、運動などの生活習慣、ウイルス等の感染、社会環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発など、がんの予防の推進のために必要な施策を実施するものとします。

9 受動喫煙の防止対策の推進

市は、受動喫煙による健康被害を防止するため、必要な施策を講ずるものとします。

また、事業者についても、受動喫煙による健康被害を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとし、市は、その措置に対して、情報提供な

どの支援を行うよう努めるものとします。

1 0 がんの早期発見の推進

市は、がんを早期に発見するため、がん検診につき、受診率の向上、質の向上及び普及啓発を実施するものとします。

また、がん検診によって得られた結果を、がん対策のために活用するものとします。

1 1 がん対策に対する広報等

市は、市民が、がん医療に関する適切な情報を得ることができるよう、積極的にがん医療に関する情報の収集及び提供に努めるものとします。

また、市民が、がん対策に関して理解と関心を深めることができるよう、広報活動など、必要な施策の充実に努めるものとします。

1 2 がん医療の充実

市は、がん患者の希望に応じた質の高いがん医療を受けることができるよう、環境の整備に努めるものとします。

1 3 がん登録等の推進への協力

市は、「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、がん登録等の推進に協力するものとします。

1 4 緩和ケア及び在宅における療養の充実

市は、緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいいます。）の充実及び環境の整備に努めるものとします。

また、がん患者が住み慣れた地域で療養できるよう、環境の整備に努めるものとします。

1 5 がん患者等への支援

市は、がん患者等の精神的、経済的な不安を軽減するために情報の提供、相談体制及び情報交換の場の確保など、環境の整備に努めるものとします。

1 6 委任

条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。

17 施行日

平成29年4月1日を予定しています。